

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○平成21年度准看護師試験の実施 (医療業務課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	1
○宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の募集 (漁港漁場課)	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	2
高知県人事委員会規則	
◎高知県人事委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則 <10・23掲示>	2
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 < " >	3

告 示

高知県告示第656号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第18条の規定により、平成21年度准看護師試験を次のとおり行う。

平成21年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成22年2月19日(金)午後1時30分から

(2) 場所

高知市朝倉己25-5 高知県看護協会

2 受験願書の提出期間

平成22年1月4日(月)から同月12日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成22年1月12日付けの消印のあるものまで受け付ける。

3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療業務課に直接又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(1) 受験願書(県所定の様式によること。)

(2) 履歴書(県所定の様式によること。)

(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(4) 修業(見込み)証明書又は卒業(見込み)証明書
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成22年3月8日(月)までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

(5) 試験手数料 6,900円(受験願書に高知県収入証紙をはり付けること。)

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

(3) 法第21条第1号、第2号又は第4号の規定に該当する者

(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表

平成22年3月12日(金)午前9時に、合格者の受験番号を高知県保健衛生総合庁舎5階西会議室に掲示する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成21年12月18日(金)までに高知県健康

政策部医療業務課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第657号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成21年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
幡多希望の家	宿毛市平田町中山867	平21・10・1
西森医院	高岡郡佐川町中組49-4	" " "

高知県告示第658号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西森医院	高岡郡佐川町中組49-4	平21・9・30

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、土佐町宮古野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	島村 泰生	土佐郡土佐町宮古野 139
"	湊泉寺好平	" " " 35
"	矢野 富勇	" " 境 334-1
"	和田 干城	" " 田井 415
"	和田 邦美	" " " 1749
"	森岡 彰	" " 土居 376
"	和田 富雄	" " " 187-1
監事	田岡 道則	" " 南泉 62
"	川村 清春	" " 宮古野 33
"	西峰 善昭	" " 土居 257
(就任)		

理事	島村 泰生	土佐郡土佐町宮古野	139
〃	秦泉寺好平	〃 〃 〃	35
〃	矢野 富勇	〃 〃 境	334-1
〃	和田 干城	〃 〃 田井	415
〃	和田 邦美	〃 〃 〃	1749
〃	森岡 彰	〃 〃 土居	376
〃	和田 富雄	〃 〃 〃	187-1
監事	田岡 道則	〃 〃 南泉	101
〃	川村 清春	〃 〃 宮古野	33
〃	西峰 善昭	〃 〃 土居	257

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17条）第20条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成21年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称
宇佐漁港プレジャーボート等保管施設（以下「施設」という。）
 - (2) 施設の場所
土佐市宇佐町宇佐字橋田浜2752番6ほか
 - (3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 施設の利用の許可に関する業務
 - (2) 施設の利用料金の徴収に関する業務
 - (3) 施設の維持管理に関する業務
 - (4) 施設の運営管理に関する業務
 - (5) 地元漁業者及び関係機関との調整に関する業務
- 3 指定期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格
高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を有し、かつ、宇佐漁港付近に管理事務所を設けることができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。
- 5 指定の手続
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 2の業務に関する事業計画書
 - イ 2の業務に関する収支予算書

- ウ 2の業務に関する納付額提案書
 - エ 募集要項に記載している申請資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
 - オ 定款、規約その他これらに類する書類
 - カ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票（本籍地の掲載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3箇月以内に発行されたものの写しに限る。）
 - キ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (2) 募集期間は、平成21年11月5日（木）から同年12月4日（金）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成21年12月4日午後5時30分までに必着すること。
- (3) 現地説明会を平成21年11月17日（火）午前9時30分から開催するので、参加を希望するものは、7に事前に申し込むこと。
- (4) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (5) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
なお、募集要項及び管理運営業務仕様書等の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項及び管理運営業務仕様書等は、高知県水産振興部漁港漁場課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040501/>）からも入手することができる。
- (6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他
県は、指定管理者と施設の管理運営業務に関する協定を締結するものとし、指定管理者は、当該協定に基づき業務に係る納付額を県に支払うものとする。
- 7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び現地説明会の参加申込先並びに問い合わせ先
郵便番号780-0850
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県水産振興部漁港漁場課
電話番号088-821-4836 ファクシミリ番号088-821-4529
電子メールアドレス040501@ken.pref.kochi.lg.jp

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年11月4日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第16号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第3項中「分べん手当」を「分べん手当、救急勤務医手当」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（救急勤務医手当）

第9条の3 病院に勤務する医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、夜間看護等手当又は宿日直手当の支給を受ける勤務を行う職員で、救急医療等の業務に従事したのに対しては、その勤務1回につき1万円の救急勤務医手当を支給する。

附 則

この規程は、平成21年11月4日から施行し、改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

人事委員会規則

高知県人事委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則をここに公布する。

平成21年10月23日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第45号

高知県人事委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則

職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第14条第3項又は第15条第4項（同条例第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。）の規定により退職手当管理機関（同条例第11条第2項に規定する退職手当管理機関をいう。）として高知県人事委員会が行う意見の聴取の手續については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成21年高知県規則第80号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年10月23日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第46号

職員退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当に関する条例施行規則(昭和29年高知県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者(教育委員会及び警察本部長以外の任命権者に属する職員であった者については、知事とする。以下同じ。)は」を削り、「が確認できる」を「を確認することができる」に改め、同条第2項中「第11条第1項」を「第2条の2第1項」に改める。

第2条の2第1号中「第7条の2第6項」を「第8条第4項」に改める。

第3条第1項中「任命権者」を「任命権者(教育委員会及び警察本部長以外の任命権者に属する職員であった者については、知事とする。以下同じ。)」に改める。

第3条の6を削る。

第20条を次のように改める。

(様式)

第20条 次の各号に掲げる書面の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第1項の規定に基づく処分に係る同条第2項の書面及び条例第14条第1項(同項第1号又は第2号の規定に該当する場合に限る。)の規定に基づく処分に係る同条第5項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第17号様式
- (2) 条例第14条第1項第3号又は第2項の規定に基づく処分に係る同条第5項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第18号様式
- (3) 条例第13条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第19号様式
- (4) 条例第13条第2項第1号の規定に基づく処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第20号様式
- (5) 条例第13条第2項第2号の規定に基づく処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第21号様式
- (6) 条例第13条第3項の規定に基づく処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第22号様式
- (7) 条例第15条第1項第1号又は第2号の規定に基づく処分に係る同条第6項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第23号様式
- (8) 条例第15条第1項第3号の規定に基づく処分に係る同条第6項において準用する条例第12条第2項の書面及び条例第16条第1項の規定に基づく処分に係る同条第2項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第24号様式
- (9) 条例第17条第1項の規定による通知に係る書面 別記第25号様式
- (10) 条例第17条第1項から第3項までの規定に基づく処分に係る同条第7項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第26号様式
- (11) 条例第17条第4項又は第5項の規定に基づく処分に係る同条第7項において準用する条例第12条第2項の書面 別記第27号様式

第21条から第24条までを削る。

別記第2号様式中

「 _____ 」

⑤退職時に支給された退職手当	円	説明欄	
⑥退職理由	別紙のとおり		

を

「

⑤退職時に支払われた一般の退職手当等の額	円	説明欄	
⑥退職理由	別紙のとおり		

」

に改め、同様式裏面中「記入してください」を「記載してください」に、「第37条の2第1項」を「第37条の2第1項の規定」に、「(ア)の欄」を「(ア)欄」に、「(イ)の欄」を「(イ)欄」に、「(5) ⑤欄」には、退職した職員の退職時に支給した一般の退職手当の額を記載する。

なお、説明欄には、予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を記載し、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由を記載する。」

を

「(5) ⑤欄」には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載する。
 なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合には、その旨を記載する。」
 に、「記入のうえ」を「記載の上」に、「記入する」を「記載する」に改め、同様式別紙を次のように改める。

(別紙)

⑥退職理由 【退職理由は、所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合がありますので、適正に記載してください。】		
任命権者記載欄	退職者記載欄	退職理由
<input type="checkbox"/>		1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの
<input type="checkbox"/>		2 定年等によるもの (1) 定年による退職(定年 歳)
<input type="checkbox"/>		(2) 任用期間満了による退職
<input type="checkbox"/>		3 任命権者からの働きかけによるもの (1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(5) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(6) 退職勧奨
<input type="checkbox"/>		4 職場における事情に起因する退職 (1) 勤務公署の移転により通勤困難となったため
<input type="checkbox"/>		(2) 公務上の傷病による退職
<input type="checkbox"/>		5 職員の個人的な事情に起因する退職 <input type="checkbox"/> (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため <input type="checkbox"/> (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため <input type="checkbox"/> (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため <input type="checkbox"/> (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため <input type="checkbox"/> (5) 転居により通勤困難となったため (新住所：) <input type="checkbox"/> (6) その他(具体的に)
<input type="checkbox"/>		6 その他(1から5までのいずれにも該当しない場合)
具体的事情記載欄(任命権者用)		

別記第17号様式から別記第21号様式までを次のように改める。

第17号様式 (第20条関係)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第12条第1項(第14条第1項)の規定に基づき、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
2 不要の文字は、抹消する。
3 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第18号様式 (第20条関係)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第14条第1項第3号(第14条第2項)の規定に基づき、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
 2 不要の文字は、抹消する。
 3 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第19号様式 (第20条関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) 次のいずれかに該当する場合は、この処分は取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認めた場合	

- 備考 1 (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
2 不要の文字は、抹消する。
3 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第20号様式 (第20条関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項第1号の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し)	
次のいずれかに該当する場合は、この処分は取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他この処分を取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときを除きます。	
<ol style="list-style-type: none"> この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6箇月を経過した場合 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認めた場合 	

- 備考
- (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
 - 不要の文字は、抹消する。
 - 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第21号様式 (第20条関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項第2号の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) 次のいずれかに該当する場合は、この処分は取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他この処分を取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときを除きます。 <ol style="list-style-type: none"> この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6箇月を経過した場合 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認めた場合 	

- 備考
- (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
 - 不要の文字は、抹消する。
 - 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記様式に次の6様式を加える。

第22号様式（第20条関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
 - この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)
- 提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) 次のいずれかに該当する場合は、この処分は取り消され、差止められている一般の退職手当等が支給されます。 1 この処分を受けた者について、職員の退職手当に関する条例第14条第2項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認めた場合	

- 備考 1 (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
2 不要の文字は、抹消する。
3 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第23号様式(第20条関係)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第15条第1項第1号(第2号)の規定に基づき、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
 2 不要の文字は、抹消する。

第24号様式(第20条関係)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第15条第1項第3号(第16条第1項)の規定に基づき、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項(第16条第1項)の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
 2 不要の文字は、抹消する。

第25号様式(第20条関係)

懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

下記の退職をした者に対し、その退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

なお、この通知が到達した日の翌日から起算して6箇月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合は、失業者退職手当額を除きます。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

第26号様式 (第20条関係)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第17条第1項(第2項・第3項)の規定に基づき、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第17条第1項(第2項・第3項)の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
 - この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)
- 提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、同条例第17条第6項に規定する事項に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
 2 不要の文字は、抹消する。

第27号様式(第20条関係)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第17条第4項(第5項)の規定に基づき、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第17条第4項(第5項)の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき(1)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、(2)になります。)

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、同条例第17条第6項に規定する事項に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 (1)には異議申立て(審査請求)をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を、それぞれ記載する。
2 不要の文字は、抹消する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。